

諫早市立高来中学校いじめ防止基本方針

【目指す生徒像】

礼儀正しく、思いやりのある生徒（徳）進んで学び発表する生徒（知）
心身ともに、健康で我慢強い生徒（体）

【いじめ対策委員会】

月1回を定例会とし、いじめ事案の発生時は緊急開催とする。

〔目的〕学校におけるいじめ防止・早期発見・対処等、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織とし、必要に応じて外部専門家を活用する。

＜構成メンバー＞

※校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭

※必要に応じて、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、心の教室相談員、学校評議員、学校支援会議委員、民生委員等

【生徒指導体制】

- いじめ対策委員会
(生徒指導部会)
- 学年部会
- 職員会議
- 職員研修

【相談体制】

- 随時相談
- 教育相談週間の設定
- スクールカウンセラー及び心の教室相談員との連携

【職員研修】

- 生徒指導事例研修
- 人権同和教育に関する研修
- カウンセリング研修
- いじめ対策等各種啓発資料の活用

【家庭・地域との連携】

- ・学級PTA
- ・PTA総会
- ・PTA役員会
- ・PTA評議員会
- ・学校評議員
- ・民生委員
- ・学校支援会議 等

【関係機関との連携】

- ・市教委
- ・市少年センター
- ・市子ども支援課
- ・諫早警察署
- ・県子ども支援センター
(児童相談所)

【生徒会】

- ・生徒会活動の充実
- ・あいさつ運動の徹底
- ・ボランティア活動(ハッピープロジェクト) の取組
- ・いじめ防止標語
- ・人権平和活動の取組
- ・人権週間に向けた取組

【いじめ問題への取組】

＜いじめの未然防止について＞

「いじめ」は、どの学校にも起こり得るという認識のもと、好ましい人間関係を築き、豊かな心の育成に取り組むとともに「いじめは絶対に許さない」姿勢を生徒、教職員、保護者が持つ。

〔教職員の取組〕

- ・分かりやすい教科授業の実践
- ・自尊感情を高める学校行事・学級活動・道徳指導等の充実
- ・情報モラル指導の充実
- ・生徒に対してのあたたかみと誠意のある対応
- ・保護者や地域との連携
- ・校内研修の充実

〔生徒の取組〕

- ・いじめ〇を目指した「人権週間」の取組
- ・お互いを尊重し合う環境づくり

〔保護者の取組〕

- ・我が子の観察並びに学校との連携（報告・連絡・相談）
- ・いじめ問題に関する研修への参加
- ・学級P.T.A等においてのいじめ問題についての情報交換

＜いじめの早期発見について＞

早期発見することが、早期解決に繋がるという認識のもと、生徒へのアンケート、職員間での情報共有並びに保護者との連携等により情報を収集する。

〔教職員の取組〕

- ・定期的な生徒アンケート 毎月1回
- ・教育相談等をとおした学級担任による聞き取り調査
- ・保護者が相談しやすい環境づくり
- ・スクールカウンセラーの活用
- ・アンケートや教育相談で気になる事案や保護者・生徒からの訴えがあつた場合は、いじめ対策委員会へ報告・連絡を行い、迅速に対応する。

〔生徒の取組〕

- ・学校・保護者・関係機関へのいじめについての相談

〔保護者の取組〕

- ・我が子の観察並びに学校との報告・連絡・相談
- ・悩みを親へ相談できる雰囲気づくり

<いじめに対する措置について>

問題を軽視することなく、早期に適切な対応を行うという認識のもと、被害生徒の苦痛緩和を最優先とした対応を行う。

[教職員の取組]

- ※ 的確な情報収集→基本的な緊急対応→調査による実態把握→解決に向けた指導・援助→継続指導→再発防止 等
- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会や警察署・県子ども支援センター等と連携して対処する。
- ・被害生徒の保護並びに保護者・関係機関との連携
- ・個人情報の適切な管理

[生徒の取組]

- ・「いじめは許さない」「一人で悩まない」という雰囲気づくり

[保護者の取組]

- ・被害生徒保護者の我が子を守り抜く姿勢
- ・加害生徒保護者の事後指導
- ・被害並びに加害生徒保護者と学校との連携

<重大事態発生時の対処>

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

- ・重大事案が発生した旨を、諫早市教育委員会に速やかに報告する。
- ・諫早市教育委員会と協議の上当該事案に対する組織を設置する。（支援チームの派遣など）
- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするため調査を実施する。
- ・上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・他生徒への対応～全校集会を開き、事案の概要を伝え動搖しないよう配慮する。又、スクールカウンセラー等を活用し心のケアを行う。
- ・学校の窓口、マスコミの対応は一本化を図る。
- ・PTA役員と連携を図り、保護者会を開き、事案の報告・経過説明を行う。

【年間計画】

月	内 容	備 考
4月	基本方針の確認 いじめ対策委員会	・アンケートの実施
5月	P T A 総会説明 教育相談（個人面談） いじめ対策委員会 連合生徒会	・人権宣言の作成
6月	いじめ対策委員会 長崎っ子の心を見つめる教育週間	・人権集会の企画・運営
7月	いじめ対策委員会 家庭訪問	
8月	いじめ対策委員会 校内研修	
9月	いじめ対策委員会	
10月	いじめ対策委員会 連合生徒会	
11月	いじめ対策委員会 教育相談（個人面談）	
12月	いじめ対策委員会 人権集会	
1月	いじめ対策委員会 連合生徒会	
2月	いじめ対策委員会	
3月	年間振り返り	